

公募型プロポーザルの実施（公告）

地域の魅力の再発見、磨き上げ等に係るワークショップ運営等業務の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和8年7月14日

長崎県知事 平田 研

1 業務概要

- (1) 業務の名称 地域の魅力の再発見、磨き上げ等に係るワークショップ運営等業務
- (2) 業務内容 別添実施要領による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

2 プロポーザルに参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 次のアからキまでのいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当するプロポーザルに参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) この公告の日から見積の期日までの間において、指名停止の措置を国又は地方公共団体から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (7) この公告の日から見積の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 プロポーザル参加者の資格要件

期日までに公募型プロポーザル参加表明書（様式1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。

4 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル募集要領等の関係資料は、県の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで11に定める機関で配布するほか、次に示す長崎県のホームページに令和8年7月29日（水）まで掲載して配布する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/nyusatsu-chotatsu/gyomuitaku-kokoku/>

5 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい者は、公募型プロポーザル参加表明書（様式1）及び関係書類を次により提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 11に定める機関
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期間 令和8年7月14日（火）から令和8年7月24日（金）までの間（県の閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

6 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を審査し、審査結果を令和8年7月31日（金）までに申請者へ文書にて通知する。

7 企画提案書の提出方法等

別添の実施要領により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 電子メール（PDF）
- (2) 提出先 11に定める機関
- (3) 提出期間 令和8年8月3日（月）から令和8年8月18日（火）までの間（県の閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

8 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、地域の魅力の再発見、磨き上げ等に係るワークショップ運営等業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9 契約の締結

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定により、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 見積日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
（名称）長崎県 秘書・広報戦略部 ながさきPR戦略課
（担当）西村、浦
（電話）095-895-2025 （ファクシミリ）095-894-3482
（メール）s18020@pref.nagasaki.lg.jp

12 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- （2）この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- （3）本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。
- （4）契約書の作成を要する。